

アレルギー物質を含む食品の表示

(食品衛生法・平成16年12月改正)

アレルギー性物質を含む食品にあつては、食品の原材料を含めそれを含む旨の表示が義務づけられました。

(1) 対象材料 アレルギーを引き起こすことが明らかにされた原材料25品目が、特定原材料及び特定原材料に準ずるものとして次のように設定されました。

分類・規定	名称	備考
[特定原材料] 省令による表示義務のある品目 ※表示義務違反の対象となる	卵  乳  小麦 	症例数が多い
	そば  落花生 	症例が重篤である
[特定原材料に準ずるもの] 通知により表示推奨される品目	あわび、いか、いくら、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、えび、バナナ ゼラチン	症例数が少ない

特定原材料の範囲は「日本標準商品分類」をもとに定められています。
乳については、生山羊乳、殺菌生山羊乳及び生めん羊乳は含まれません。

(2) 表示方法

- 1 特定原材料等…必ず表示します。
- 2 発症数の少ない、多くても重篤な例が少ないものとして通知された20品目を原料として含む加工食品については、該当食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するように努めます。

3 表示例

漬物		惣菜	
名称	しょう油漬	名称	きのこご飯の素
原材料名	大根、にんじん、漬け原材料(しょう油く大豆、小麦を含む)、砂糖、みりん、食塩)	原材料名	まいたけ、しいたけ、しめじ、しょう油、みりん、酒、食用植物油、(原材料の一部に大豆、小麦を含む)
原産地名	訓子府町(大根、にんじん)	内容量	300g
内容量	300g	賞味期限	平成14年4月25日
賞味期限	平成14年4月25日	保存方法	10℃以下で保存してください
保存方法	10℃以下で保存してください	製造者	訓子府町加工グループ 代表 北見貴子
製造者	訓子府町加工グループ 代表 北見貴子 北海道常呂郡訓子府町字弥生52番地	製造者	訓子府町加工グループ 代表 北見貴子 北海道常呂郡訓子府町字弥生52番地

- 4 表示例・惣菜のようにJAS法の表示を行った上で原材料の表示の最後に括弧を付して(大豆、小麦を原材料の一部として含む)又は(原材料の一部に、大豆、小麦を含む)と表示。